

<p>国の認知症施策推進基本計画 前文（抜粋）</p>	<p>千葉県高齢者保健福祉計画 基本施策 - 3 認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進（抜粋）</p>
<p>（「新しい認知症観」に立つ）</p> <p>○ ここで示された「新しい認知症観」とは、<u>認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方</u>である。</p> <p>認知症の人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、<u>認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要がある。</u></p> <p>認知症の人が、<u>認知症の状況に応じて、最期まで自分らしく暮らせるよう、周囲の人の支えも得ながら、認知症の人の尊厳を保持できるようにすることが重要である。</u></p> <p>基本法第3条の基本理念は「認知症の人」を主語として記されている。こうした基本法の趣旨を踏まえれば、<u>認知症の人とその家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）の参画</u></p>	<p>課題</p> <p>○ <u>認知症は誰もがなりうるものであり、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要</u>です。認知症の人が生き生きと活動している姿や、本人が自ら発信できるような環境づくりが重要となります。</p> <p>認知症の初期症状については、注意深く観察しないと、加齢による症状と見分けがつきにくい上、<u>「何もできなくなる」「何も分からなくなる」といった誤解や偏見から、認知症の人やその家族が受診を躊躇したり世間体を気にして隠したりすることで、発見・対応が遅れることがあります。</u></p> <p>認知症施策推進大綱において、「共生」とは、<u>認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、</u>という意味であり、生活上の困難が生じた場合でも、重症</p>

計画前文比較表

<p><u>を得て、意見を聴き、対話しながら、共に認知症施策の立案等を行っていくことが求められる。</u></p> <p><u>認知症の人を単に「支える対象」としてではなく、一人の尊厳のある個人として捉え、認知症の人がその個性と能力を十分発揮し、経験や工夫をいかしながら、共に支え合っ</u> <u>て生きることができるようにすることが重要である。認知症の人と家族等が、行政や地域の多様な主体と共に、認知症施策の立案から実施、評価に至るまでのプロセスに参画することを通じて、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるようにするための施策を推進する。</u></p>	<p><u>化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すことです。</u></p> <p><u>認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備や、希望を叶えるためのツールの活用など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組が求められています。</u> 今後、相談窓口の利用や、交流会への参加を行いやすくしていくことが必要です。</p> <p>取組の基本方針</p> <p><u>認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなるため、認知症の人の声の発信を支援するとともに、本人やその家族の視点を施策の企画・立案等に反映します。</u></p> <p><u>○認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信する（「ちばオレンジ大使」説明文から）</u></p>
--	---